

南アルプス山小屋（静岡県）における

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

静岡県

令和3年4月23日

目 次

- 1 本ガイドラインについて
- 2 具体的な対策の検討にあたっての考え方
- 3 感染防止のための対策について
 - (1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面ごとの共通事項
 - ア 留意すべき基本原則
 - イ 各エリア・場面ごとの共通事項
 - (2) 各エリア・場面ごとの留意点
 - ア 入館（受付）時、売店
 - イ 客室
 - ウ 洗面所、浴場
 - エ 食事
 - オ 清掃、ゴミ処理
 - カ トイレ
 - キ 談話室など
 - (3) 宿泊客の感染疑いの際の対応
 - (4) 利用者への協力依頼・理解促進など
 - (5) 山岳事故対応について
 - (6) 予約について
 - (7) 従業員の感染拡大防止について

【注意事項】令和3年度の運用について

令和3年度は、例年の営業小屋を避難小屋として開放する。

このため、本文の太字下線部分については、避難小屋においても十分留意すること。

1 本ガイドラインについて

- ・本ガイドラインは、現時点で必要と考えられる対策を例示したものである。
- ・本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、その後の経済活動の再開段階において、新型コロナウイルス感染症のリスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者及び登山者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものとして、新型コロナウイルス感染防止対策を行う際の基本的事項について整理したものである。
- ・作成に当たっては、山域が連続している点を考慮し、北アルプス山小屋協会「山小屋における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（令和2年6月15日初版）」、南アルプス市山梨県北岳山荘「山小屋における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（令和2年10月23日初版）」のほか、令和2年度に営業を実施した各小屋の取組を参考にしている。
- ・各山小屋においては、施設の規模や業態等を勘案し、実情に合わせた対策を講じることとする。また、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、登山者の要望、山小屋側の受け入れ環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

（免責事項）

- ・本ガイドラインは南アルプス山小屋（静岡県）の利用に伴う新型コロナウイルス感染症に対処するため、現在、実践する配慮事項に関し、南アルプス山小屋（静岡県）の利用に関連する組織や個人を支援することを目的として提供される。
- ・本ガイドラインは、準備段階で入手可能な最善の情報を反映している。新型コロナウイルス感染症に関する理解が進めば、この資料が説明する指針や概念は変わる可能性がある。
- ・これらの資料は、公共団体、民間団体、非政府機関、専門団体など、公的に入手可能な情報源からの資料に加え、前述の各分野における専門家の学識と専門知識に基づいて作成されている。
- ・これらのガイドライン及び推奨される事項を実施することで、現在の知識で可能な限り、感染拡大を抑制することを目的としているが、あらゆる傷害及び死亡事故が防止できるという保証ではなく、そのような傷害及び死亡事故、あるいは過失に対して、発行者は一切の義務あるいは責任を負わないものとする。

（対象山小屋）南アルプス国立公園〔静岡県〕内にある16山小屋

<静岡県所有>

千枚岳山小屋、荒川岳山小屋、赤石小屋、聖平小屋、茶臼岳山小屋、横窪山小屋、^{てかり}光岳山小屋、小内岳避難小屋、中岳避難小屋、赤石岳避難小屋

<静岡市所有>

ウソッコ沢小屋、百間洞山の家、高山裏避難小屋、熊の平小屋、樫島ロッジ

<（株）特種東海フォレスト所有>

二軒小屋ロッジ

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（厚生労働省）の提言に従い、対策の検討にあたり以下の点に留意する。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、「接触感染」と「飛沫感染」のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮した対策を検討する。
- ・大原則として「従業員が感染しないこと」のための対策を最優先としながら山小屋を運営するために必要な対策を講じることを第一とする。
- ・「接触感染」については、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、対策を検討する。
- ・「飛沫感染」については、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、至近距離での会話や大声での雑談など、リスクの高い場所や場面がどこにあるかなどを考慮し、対策を検討する。

3 感染防止のための対策について

(1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面ごとの共通事項

ア 留意すべき基本原則

- ・宿泊予約及び幕営予約の徹底に努める（予約制による宿泊定員の減員）。
- ・宿泊者名簿の記載の徹底
- ・従業員と利用者及び利用者同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。
- ・様々な場面において、密にならないような対応や工夫を行う。
- ・入口及び施設内の消毒設備の設置を行う。
- ・小屋内は原則、マスクの着用（従業員及び利用者に対する周知）を必須とし、口と鼻を覆うように正しく着用する。
- ・施設及び客室の常時あるいは定期的な換気を行う。入口や窓を開放しておくなど換気量の確保に努める。
- ・施設内の消毒を必要時に逐次行う。
- ・食堂等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止に努める。
- ・利用者及び従業員の手洗い・消毒は必要時に逐次行うことを必須とする。
- ・従業員の検温、健康チェック表は管理者が管理し保管する。
- ・トイレの清掃時及び嘔吐物処理時には雨具（防護衣）を着用し、1回ごとに洗濯あるいは交換を行い、その都度手指消毒を行い、感染拡大防止に最も気を付ける。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種者または新型コロナウイルス既感染者も、ウイルスを保有する可能性があるため、本ガイドラインを遵守する。

イ 各エリア・場面ごとの共通事項

- ・人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・人と人が対面する場所は、距離を保つ。あるいはパーテーションを設置し、飛沫感染を防止する。

- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ・利用者や従業員がいつでも使えるように、消毒設備を施設内に設置する。
- ・利用者や従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染拡大防止策を講じる。
- ・ゴミは全て持ち帰りとする。
- ・酒類の販売については、感染防止対策が自らできる範囲を販売者は確認のうえ、提供する。
- ・寝具の提供については、インナーシーツや寝袋の併用を条件とする。
- ・枕を提供するときは、カバーを消毒、洗濯、破棄（使い捨て）などにより必ず交換を行う。

(2) 各エリア・場面ごとの留意点

ア 入館（受付）時、売店

- ・新型コロナウイルスの感染が疑われる人は申し出るよう周知し、受診希望の場合は、本人が受診・相談センターへ連絡し、その指示に従う。なお、従業員が連絡する場合は、本人の同意を得た上で、受診・相談センターへ連絡する。
- ・入口に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する。
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する及び検温、マスクの着用を依頼する。
- ・受付にはパーテーションを設置する。
- ・特に団体などは、事前に利用する全員の氏名・年齢・住所・職業を記入したものを持参いただき、円滑な利用受付を行う。
- ・受付者はスクリーニングを行い、次の症状の者は隔離した上、受診希望の場合は、本人が受診・相談センターへ連絡し、その指示に従う。なお、従業員が連絡する場合は、本人の同意を得た上で、受診・相談センターへ連絡する。
 - 37.5度以上の発熱者
 - 体温が37度以上のもので、咳、くしゃみ、鼻汁、のどの痛み、熱っぽい、息苦しさ、味覚異常、嗅覚以上のうち一つでも症状がある者
 - 体温が37度未満であり、上記「イ」の症状が3つ以上ある者
- ・間隔を空け、宿泊客同士の距離を保つよう促す。
- ・受付では、宿泊客との距離を保つなど、飛沫感染防止の対策をする。
- ・受付周辺、筆記具等を消毒する。（利用者には筆記用具の持参を呼びかけ、原則持参したものを使用させる。）
- ・グループの宿泊受付は代表者がまとめて行い、同行者は分散して待機するよう要請する。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する。

イ 客室

- ・客室利用人数を減員（50%を目安）する。
- ・常時あるいは一定時間ごとに客室の喚気をする。
- ・ドアノブなどの清拭消毒を行う。

- ・客室清掃時に、消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使用する。
- ・就寝時の対人距離を確保する（2m確保できない場合はパーティション等仕切りを設置）。
- ・枕はカバーをし、使い捨ての紙製のものあるいはビニールにより包み消毒を可能とする。毎日洗濯が可能である施設はこの限りはない。
- ・敷布団、掛毛布は通常使用をする場合は、寝袋やインナーシーツを持参（販売）し使用していただく対応とする。
- ・掛布団、敷布団、枕のうち2つ以上を提供する場合、寝具付き料金対象とする。

ウ 洗面所、浴場

- ・ドアノブ、備品などの清拭消毒を行う。
- ・浴室内の常時換気を行う。
- ・対人距離の確保（入室人数の制限）を行う。
- ・清掃時にはマスク、手袋、雨具等着用を徹底し、清掃消毒を行う。
- ・跳ね返り等が無いよう、蛇口からの流水調整や、マナーを伴う衛生的な歯磨きや洗面を行うよう周知する。
- ・脱衣場や衣服入れの消毒を定期的に行う。

エ 食事

- ・入場時、手洗いまたは手指消毒を徹底する。
- ・着席数、着席場所の制限を行い、対人距離の確保に務める。
- ・直面する対人距離が1m以内となる場合はパーティションを設置する。
- ・同一集団の分散に努め、黙食を徹底させる。
- ・滞在時間の制限を行う。
- ・利用の都度、備品の清拭消毒を行う。
- ・会場の喚気を常時あるいは頻繁に行う。
- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒、うがいを徹底する。
- ・他人が使用した食器類に触れない工夫を行う（セルフサービス廃止等）。
- ・食事後のテーブル等を消毒する。
- ・従業員のマスク着用を徹底する。
- ・従業員の衛生管理を徹底する。

オ 清掃、ゴミ処理

- ・清掃時はマスク・手袋の着用を徹底する。
- ・手が触れることがない床や壁、天井は通常の清掃（消毒を伴わない清掃）とするが、衛生を保つ努力をする。
- ・自動販売機を設置している場合は、ボタンや取り出し口、つり銭口等手を触れる箇所の消毒を行う。
- ・ゴミの回収作業は、雨具や作業着やエプロン等を着用した上、マスク・手袋を着用して作業す

る。

- ・作業後は手洗い消毒、うがいを徹底し、必要に応じて着替えを行う。
- ・洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる場所を、定期的に消毒する。

カ トイレ

- ・清掃時はマスク・手袋を着用し、清掃後は破棄する。
- ・便器内は、通常の清掃でよいが、特に床部は清掃消毒を行う。
- ・不特定多数が接触する場所（ノブ類やペーパーホルダー、消毒液ノズル、洗面所蛇口等）は、清拭消毒を行う。
- ・常時、換気を行い、ウイルスの滞留を防止する。

キ 談話室など

- ・一度に多くの利用者が集中しないよう促し、大声での歓談とならないよう入室前に周知する。
- ・マスクを正しく着用すること。
- ・常時、換気に留意する。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い消毒をする。
- ・乾燥室など不特定多数の所有物に触れる場合は、手袋や雨具の着用を必要に応じて行う。
- ・利用者が閲覧できる図書は必要最低限の設置とし、閲覧者にはマスク着用及び閲覧前後の手指消毒を徹底させる。
- ・喫煙の設置は改正健康増進法に基づき行い、灰皿は各自持参とする。
- ・望まない受動喫煙を防止し利用させる。

(3) 宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内または隔離した部屋で待機するようにお願いする（同行者も同様）。ただし、複数の団体が隔離する状況においては、それを同室としない。
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。
- ・他の宿泊客との接触を避け、対応するスタッフも限定する。
- ・受診希望の場合は、本人が受診・相談センターに連絡する。従業員が連絡する場合は、本人の同意を得た上で、感染の疑いのある宿泊客の状況や現状を伝え、受診先を紹介する。
- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える。
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は保健所の指示に従う。
- ・他の山岳施設、交通機関への情報提供は保健所の指示に従う。
- ・感染の疑われる利用者情報について、感染拡大防止の観点から濃厚接触の可能性のある者へ情報提供を保健所が指示した場合、その情報提供を受けたものが不用意に情報拡散しないこととの徹底を行う（SNSによる配信など）。

(4) 利用者への協力依頼・理解促進など

- ・感染対策や体調管理に必要な持ち物の携行（マスク、消毒液、体温計）を徹底する。
- ・無理のない登山計画と宿泊予約を行い、トラブル時の対応まで検討して登山届を提出することを目標として、この努力を行う。
- ・利用者一人ひとりの基本的感染対策徹底をお願いする（身体的距離の確保、マスク着用、手洗いおよび手指消毒）。
- ・特殊環境における山小屋の特異性への理解を求める。
- ・山小屋内でのマナーへの協力をお願いする。
- ・サービス内容が従来と異なる場合があることへの理解を得るための事前説明努力を行う。

(5) 山岳事故対応について

- ・人道的に対応するものであるが、感染に対し大きな懸念があるときには、そのリスクを鑑みつつ、その時できる範囲でできる限りの対応をする。

(6) 予約について

- ・テント、宿泊者共に予約制とする。
- ・宿泊の定員は概ね通常定員の50%を目安とする。
- ・テントの定員は、荒天時小屋内に避難できる人数を目安とする。
- ・予約開始日についての設定は各山小屋が決めるものとする。
- ・山小屋利用2週間前以上から毎日一回以上の検温、健康チェックを実施し、健康であった者が当日利用できるものとする。

※予約については各山小屋の管理者判断によるところが多く、これを基準とはするものの、第一目標とする「感染拡大予防を行い、従業員への感染を防止する」ことの手段に過ぎない。よって、この目標が達成されるならば、この予約基準の限りではない。

(7) 従業員の感染拡大防止について

- ・従業員は不特定多数の者と接触しつつ、長期滞在することから、普段の手指消毒やうがいは徹底するとともに、衣服や従業員室にウイルスを持ち込まない努力も行う（着替えや作業時の雨具使用、こまめな入浴や洗濯等の努力）。
- ・従業員に体調不良者が生じた場合は、下山できる体力があるうちに下山し経過を見る。
- ・下山できず発熱等により動けない場合は隔離状態を保ち、その対応は受け付け時スクリーニングと同様とする。